

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 2 月 10 日 (火) 第 692 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
 ○管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課取扱い) 1
 ○県営土地改良事業の計画の決定 (2件) (農地整備課取扱い) 2
 ○県営土地改良事業の計画の変更 (2件) (農地整備課取扱い) 3
 ○県営土地改良事業の換地計画の決定 (3件) (農地整備課取扱い) 3
 ○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 83 号

鹿 児 島 県 青 少 年 保 護 育 成 条 例 (昭 和 36 年 鹿 児 島 県 条 例 第 65 号) 第 9 条 第 2 項 の 規 定 に よ り ,
 有 害 な 図 書 等 と し て 次 の と お り 指 定 し た 。

令和 8 年 2 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25493	令 和 8 年 2 月 2 日	雑 誌	ナックルズ極ベスト Vol. 41 68539-93	大洋図書	全 部	著 しく 青 少 年 の 性 的 感 情 を 刺 激 し , そ の 健 全 な 育 成 を 阻 害 す る お そ れ が あ る 。
25494			週刊アサヒ芸能 12.4-11合併特大号 20012-12/11	徳間書店		
25495			週刊大衆 12月22日号 20434-12/22	双葉社		
25496			週刊実話 12月18日・25日合併号 20324-12/25	日本ジャー ナル出版		
25497			芸能S級お宝特ホウV I I I I P ! ! ! 極 NO.01 08020-01	ダイアプレ ス		

鹿 児 島 県 告 示 第 84 号

理 容 師 法 (昭 和 22 年 法 律 第 234 号) 第 11 条 の 4 第 2 項 の 規 定 に よ り 管 理 理 容 師 資 格 認 定 講 習 会 を , 美 容 師 法 (昭 和 32 年 法 律 第 163 号) 第 12 条 の 3 第 2 項 の 規 定 に よ り 管 理 美 容 師 資 格 認 定 講 習 会 を 次 の と お り 指 定 し た 。

令和 8 年 2 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 主 催 者
 公 益 財 団 法 人 理 容 師 美 容 師 試 験 研 修 セ ン タ ー

東京都渋谷区笹塚二丁目 1 番 6 号 JMF ビル笹塚01 8 階

- 2 講習日程
令和 8 年 6 月 8 日 (月), 同月 15 日 (月) 及び同月 22 日 (月)
- 3 講習会場
鹿児島県市町村自治会館
鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号
- 4 講習科目及び講習時間数
 - (1) 管理理容師資格認定講習会
公衆衛生 4 時間
理容所の衛生管理 14 時間
 - (2) 管理美容師資格認定講習会
公衆衛生 4 時間
美容所の衛生管理 14 時間
- 5 受講料
20,000 円
- 6 受講申込先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目 2 番 4 号福岡生活衛生食品会館 3 階
電話番号 092-632-4501

鹿児島県告示第 85 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（一般整備型））（農業用排水施設整備）長谷池地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 2 月 12 日から同年 3 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
南種子町役場建設課

鹿児島県告示第 86 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 4 第 1 項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（地震・豪雨対策型））（農業用排水施設整備）西原上原池地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 2 月 12 日から同年 3 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備及び土層改良）朝知野地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 2 月 12 日から同年 3 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備及び土層改良）外俣地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 2 月 12 日から同年 3 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（中山間地域型）溝辺地区桑木鶴換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 2 月 12 日から同年 3 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第90号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（中山間地域型）溝辺地区山志布換地区の換地計画を定めたので、関係

書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 2 月 12 日から同年 3 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第91号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（農地整備中山間地域型）第一国分東地区平山換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 2 月 12 日から同年 3 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第92号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
土石流	南大隅町	土・大内山 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 8 年 2 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号

ぱちんこ遊技機	e 女神のカフェテラスヒロイン s コレクション J G Z	株式会社 J F J	511056
ぱちんこ遊技機	e ひきこまり吸血姫の悶々 F H V	株式会社藤商事	511107
ぱちんこ遊技機	e エイティシックス M A M 2	株式会社アムテックス	5P1519
ぱちんこ遊技機	P クイーンズブレイド奈落 V 3 B	株式会社高尾	511030
ぱちんこ遊技機	e バイオハザード 6 A P N	株式会社七匠	5P1286
回胴式遊技機	L 南国育ち S P M 1	株式会社アムテックス	531057
回胴式遊技機	L バイオハザード R E : 3 Z D	株式会社エンターライズ	5S1629